開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年３月５日

開成町長　山　神　　裕

開成町条例第８号

開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

開成町消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年開成町条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （補償基礎額）<br>第５条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。<br>２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。<br>（１）（略）<br>（２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、10,000円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正をかくと認められるときは、15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 | （補償基礎額）<br>第５条　前条に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。<br>２　前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。<br>（１）（略）<br>（２）　消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正をかくと認められるときは、14,500円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。 |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 3　次の各号いずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者（以下「非常勤消防団等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養家族については１人につき433円を、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。<br>（１）～（５）　（略）<br>4　（略） | 3　次の各号いずれかに該当する者で、非常勤消防団員又は消防作業従事者（以下「非常勤消防団等」という。）の事故発生日において、他の生計のみちがなく主として非常勤消防団等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団等については、前項の規定による金額に、第１号に該当する扶養家族については１人につき100円を、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。<br>（１）　配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<br>（２）～（６）　（略）<br>4　（略） |

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後

別表　補償基礎額表（第５条関係）

| 階級 | 勤務年数 | | |
| --- | --- | --- | --- |
| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |
| 団長及び副団長 | 13,340円 | 14,170円 | 15,000円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,670円 | 12,500円 | 13,340円 |
| 部長、班長及び団員 | 10,000円 | 10,840円 | 11,670円 |

備考

１・２　（略）

改正前

別表　補償基礎額表（第５条関係）

| 階級 | 勤務年数 | | |
| --- | --- | --- | --- |
| | 10年未満 | 10年以上20年未満 | 20年以上 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 団長及び副団長 | 12,900円 | 13,700円 | 14,500円 |
| 分団長及び副分団長 | 11,300円 | 12,100円 | 12,900円 |
| 部長、班長及び団員 | 9,700円 | 10,500円 | 11,300円 |

備考

１・２　（略）

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の開成町消防団員等公務災害補償条例第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた開成町消防団員等公務災害補償条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。